Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

指定討論資料

瀧本，美子

(Citation)
大学評価学会第16回全国大会　「様々な困難を抱えた大学生への授業づくり」,公開企画1:1-27

(Issue Date)
2019-03-02

(Resource Type)
conference object

(Version)
Version of Record

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/90005697

大学評価学会　公開企画①
様々な困難を抱えた大学生への授業づくり
－指定討論資料－

日時：2019年３月２日（土）13時30分～16時30分

指定討論者：龍谷大学障がい学生支援室
支援コーディネーター瀧本美子

目次

１．Ｍさんの報告より

「自分を知り、自分を伝え、共に授業をつくる：発達に障がいのある大学生のわたしが授業理解のために取組んだこと」について

２．大学における障がい学生支援の4つのテーマ

３．共に授業をつくる：困難を抱える学生の学習を支える授業づくりと、教員がより良い授業をつくるために必要なこと

Ⅰ．Ｍさんの報告より

「自分を知り、自分を伝え、共に授業をつくる：
発達に障がいのある大学生のわたしが授業
理解のために取組んだこと」について

<u>＜別紙資料 2＞</u>　※　Mさんの報告資料より引用

自分の学びのサイクル

授業前	授業中	授業後
自分の特性を相談	アイコンタクト	直接質問
話しやすい関係づくり	声かけ	研究室訪問

《焦りとパニックになる自分》

《元気になる自分》

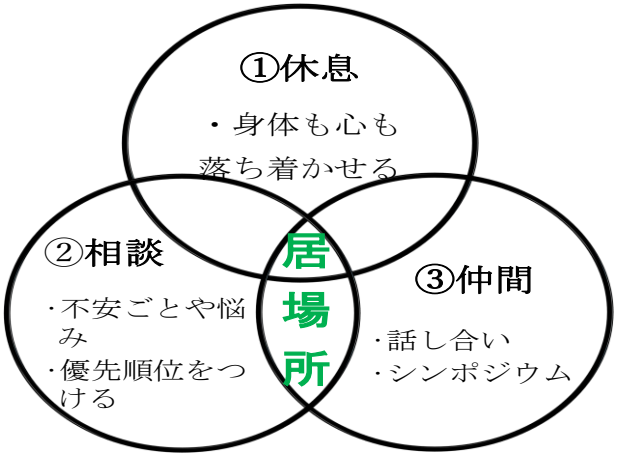

・安心感
・生きがい

最後に…

※　Mさんの報告資料より引用

学生たち

- “伝える”こと
- 手段の“試行錯誤”

先生方、職員の方々

- 学生の“伝える勇気”の評価
- “多角的な立場”からの“積極的学修支援”

“共生”のキャンパスへの一歩

２．大学における障がい学生支援の4つのテーマ

(1)自己紹介

① 自治体の保健・福祉・教育部門へ23年間勤務

・保健センターや保健所の現場、子どもや家庭の相談現場

・子育て支援、保育や教育施策全般の企画立案（行政）と実践

「子ども家庭課」という保健・福祉・教育共同実践の部署を創り、SSW（スクールソーシャルワーク）実践や市民協働の子育て支援実践を創出する取組

② 2015年4月より、龍谷大学障がい学生支援室勤務

・企画立案、実践

③ 個人的な経験：公害認定患者、貧困、フリーター、発達に障がいのある姉妹（笑いと葛藤）、ひとり親家庭（シングルマザー）等々

⇒しかし、楽しく生きている（支援する人間＆支援を要する人間が私の中には同居している。誰でもそうじゃないかなと思う。）

(2)体制整備の経緯

検討前	各学部・教学部を中心とした修学支援（予算は教学部）
2010年	「障がい学生支援委員会」を設置 （構成員：学生部・教学部・キャリアセンターの事務部長、事務局：学生部）
2012年	「包括的な学生支援体制検討委員会」を設置 （一般学生の主体的な活動の推進と障がいのある学生の支援方策を検討、設置：部局長会）
2013年 9月	「包括的な学生支援体制検討委員会」中間報告･･･具体的な内容は「障がい学生支援委員会」において検討することとなる。
2013年 12月	「包括的な学生支援体制検討委員会」による「障がいのある学生に関する検討事項」についての答申が評議会で承認されたことを受け、「障がい学生支援推進委員会」を設置（構成員：学長指名の副学長・障がい学生支援室長・障がい学生支援室事務部長・各学部の学生生活主任・関係部署の事務部長等） ※その下に、課長級を中心とする「障がい学生支援連絡会議」を設置
2014年 10月	**「障がい学生支援室」を開設** ※コーディネーターは2015年4月から採用

(3)障がい学生支援室の組織

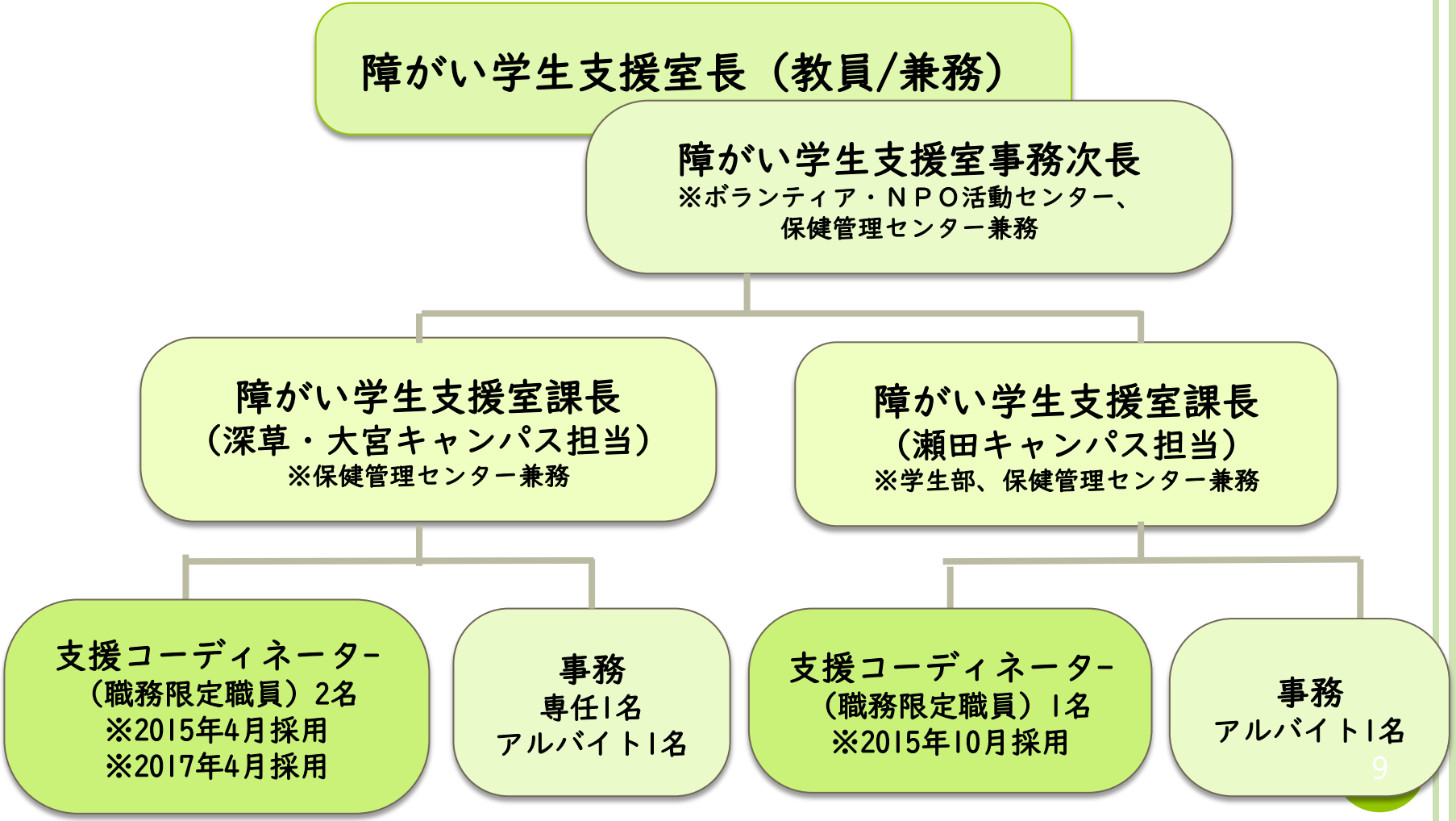

(4)障がいのある学生達の状況

	実人数	障がい種別(重複有り)						
		視覚	聴覚	肢体	病弱 虚弱	発達	精神 (2017−)	その他 (精神含む) 2016まで
2015	110	3	6	28	16	31		34
2016	156	4	13	31	17	49		50
2017	193	6	14	30	23	70	48	17

※大学独自の調査（毎年5月1日現在の人数）
※大学で把握している障がいのある学生の実人数は増加傾向である。

(5)障がい学生支援室の利用状況 （支援方法別延べ件数）

（件）

	学舎	利用 実人数	支援 延べ回数	支援内容別内訳					
				面接相談	電話相談	訪問	支援調整	ケース会議	保護者相談
2015	深草・大宮	36	668	216	79	1	251	14	107
	瀬田	22	733	323	147	3	157	19	84
	合計	58	1,401	539	226	4	408	33	191
2016	深草・大宮	129	1,607	661	242	0	544	32	128
	瀬田	49	1,285	549	77	0	596	8	55
	合計	178	2,892	1,210	319	0	1140	40	183
2017	深草・大宮	159	2,456	1,004	377	1	860	10	204
	瀬田	75	1,810	983	109	0	610	17	91
	合計	234	4,266	1,987	486	1	1470	27	295

（6）教職員から支援室へ届いている共通の悩み

発表やプレゼンテーションができないというが、他の学生もいる中で、どうやって授業を組み立てたらいいのか？

レポートは、1行しか書けていない・・・大学生なのに何から指導すれば良いのか・・・？

遅刻や欠席が多い、やる気がないのでは？

1人で授業するのは無理。誰かサポートをつけて欲しい

こちらは一生懸命配慮しているのにそれが伝わっていないように感じる・・・

合理的配慮と言われても・・・

試験に合格して入学しているから、学力には問題ないはず。なぜ、配慮が必要なのか？

リーディングの授業は出席するが、リスニングは欠席が目立つ。科目によって使い分けているの？

発達障がいのある学生への対応

「教職員の3つの心の葛藤」

関わり方が
難しい・・・

特別扱いに
ならないか？

社会に出たら困るから、今から社会のルールを教えるべきでは・・・？

発達障がいのある学生への対応

「教職員の悩みを解決するために」

①発達障がいの特性や特徴を知る（学習）

③実践の交流（対話）

②対応について一人で抱え込まない（体制づくり）

障がい学生支援室は教職員と共に考えます

「障がい学生支援室」に寄せられている相談、情報

障がいのある学生や保護者からの相談

・修学に関すること　・大学生活に関すること
・キャリア形成に関すること
・友達関係や家族関係に関することなど相談全般

教員からの相談や情報提供

・合理的配慮、教育的配慮に関すること（個別の支援方法、共に学ぶための環境づくりや条件整備）
・キャリア支援に関すること
・教員の負担感やメンタルヘルスに関すること
・関係機関の取組や研修会等の情報

サポート学生などからの相談

・サポート内容や方法に関すること
・友達関係や家族関係に関することなど相談

障がい学生支援室

職員からの相談

・合理的配慮、教育的配慮に関すること（個別の支援方法、教員との調整に関すること）
・キャリア支援に関すること
・バリアフリー、ユニバーサルデザインに関すること
・職員の負担感やメンタルヘルスに関するこ

他大学からの情報や相談

・困難事例等への対応方法
・体制づくりに関すること
・研修会等の情報

卒業後の進路に関する情報

・障がいのある学生の求人情報やインターンシップ情報の一部
・各自治体の新たな取組
・就労移行支援事業所の取組
・特例子会社の取組
・高等専門学校等の情報

発達障害者支援センターや医療機関、生活支援センター等からの情報

・困難事例等への対応方法
・グループ活動や研修会等の情報

法律、制度に関する情報

・障害者差別解消法施行に伴う文部科学省対応指針等
・合理的配慮に関するハンドブック
・全国の取組事例

(7)　大学における障がい学生支援の４つのテーマ

１．「支援される人」という福祉の受益者から、「支援を希望する」という表現活動を通して権利主体への転換が重要。

・学生からの「障がい学生支援の申出」「支援要望」がそのスタート（※支援を申し出られない学生へのアプローチも行う）

・学習・研究により自分を理解する「言葉」、説明する「言葉」、人生の物語をつくる「言葉」の獲得

２．肌感覚としての平等、対等な関係性の構築

・学生達が「知り合う」ことのできる取り組み

３．社会変革を促す活動

障がいのある学生にとっての社会的障壁を除去する

：医療モデルから社会モデルへの転換

４．若者たちの移行過程の変容に対応し得るもの

・学生達の「主観」を表現する場づくり

障がい学生支援室では、抑圧された障がいのある学生の「自己表現」と「学習」を応援したい

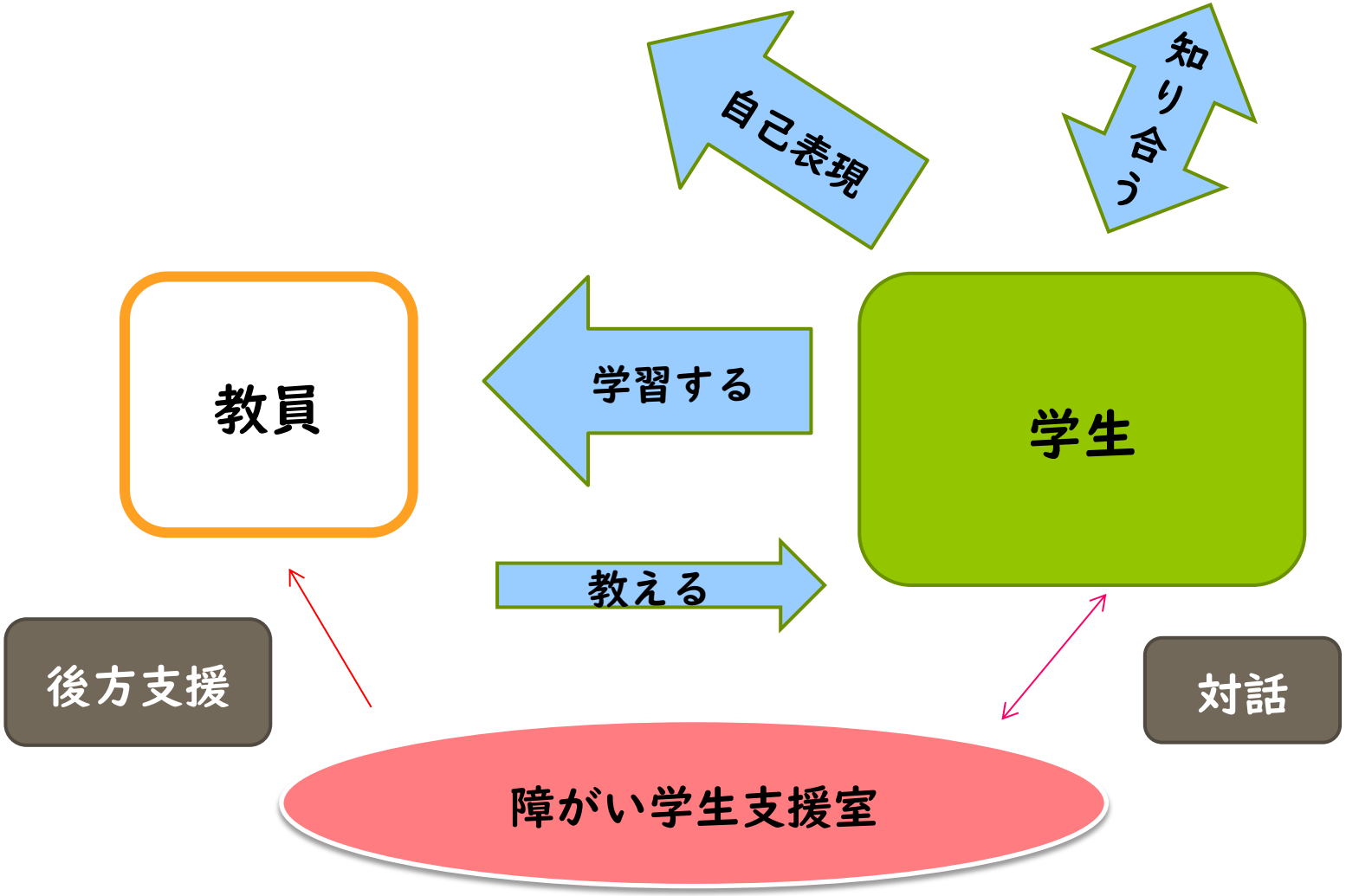

「障害者権利条約　第24条　教育」

- 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包摂する教育制度及び生涯学習を確保する。

  （以下、省略）

「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号」（序章の抜粋）

- 障害のある人：福祉の受益者⇒差別を受けることなく機会均等に基づき教育を受ける権利を主張する権利所有者
- インクルーシブ教育は、障害のある学習者を含むすべての学習者のための、また、インクルーシブで平和かつ公正な社会の発展に向けた、質の高い教育の達成の中心である。
- インクルーシブ教育のみが、障がいのある人に質の高い教育と社会的発達の両方をもたらし、教育を受ける権利における普遍性と無差別を保障することができる。

（8）ー①　障がい学生支援室の取組

①修学支援

・学生からの支援の申出を基に、授業担当教員へ合理的配慮の調整を行う（配慮文内容の確認、学生＋教員＋教務課職員＋コーディネーターで面談、教員のサポート等）

・定期試験における配慮の調整
（別室受験、時間延長、ＰＣ解答など）

◎課題への支援　※下線部：本学の特徴的取組
（スケジュール管理、レポートや資料作成のサポート：例えば対話しながら図を描き構造化する。箇条書きで抜き出す。一緒に文献を読む等）

◎小さな困りごと相談（提出期限がわからない、資料を失くした、期限が過ぎたが提出したい、教員に指示されたことがわからない、先生が怖い等々）

◎教員の支援（障がいの理解、授業の進め方、学生との人間関係に関する相談やトラブルの調整）

（8）－②　障がい学生支援室の取組

②学生生活支援

・学生生活全般にわたるなんでも相談

・保護者相談

③卒業後の進路選択支援

・キャリアセンター、学外の関係機関との連携

④共生のキャンパスづくり

・サポーター（ノートテイカーなど）養成及び配置

・学生交流会、読書会

◎ゆずりあいエレベーターの設置事業

（車いすユーザー交流会）

◎共生のキャンパスづくりシンポジウム（学生実行委員）

◎ＯＢ、ＯＧ会（予定）

・教職員向け研修

◎施設管理部門との連携、協働

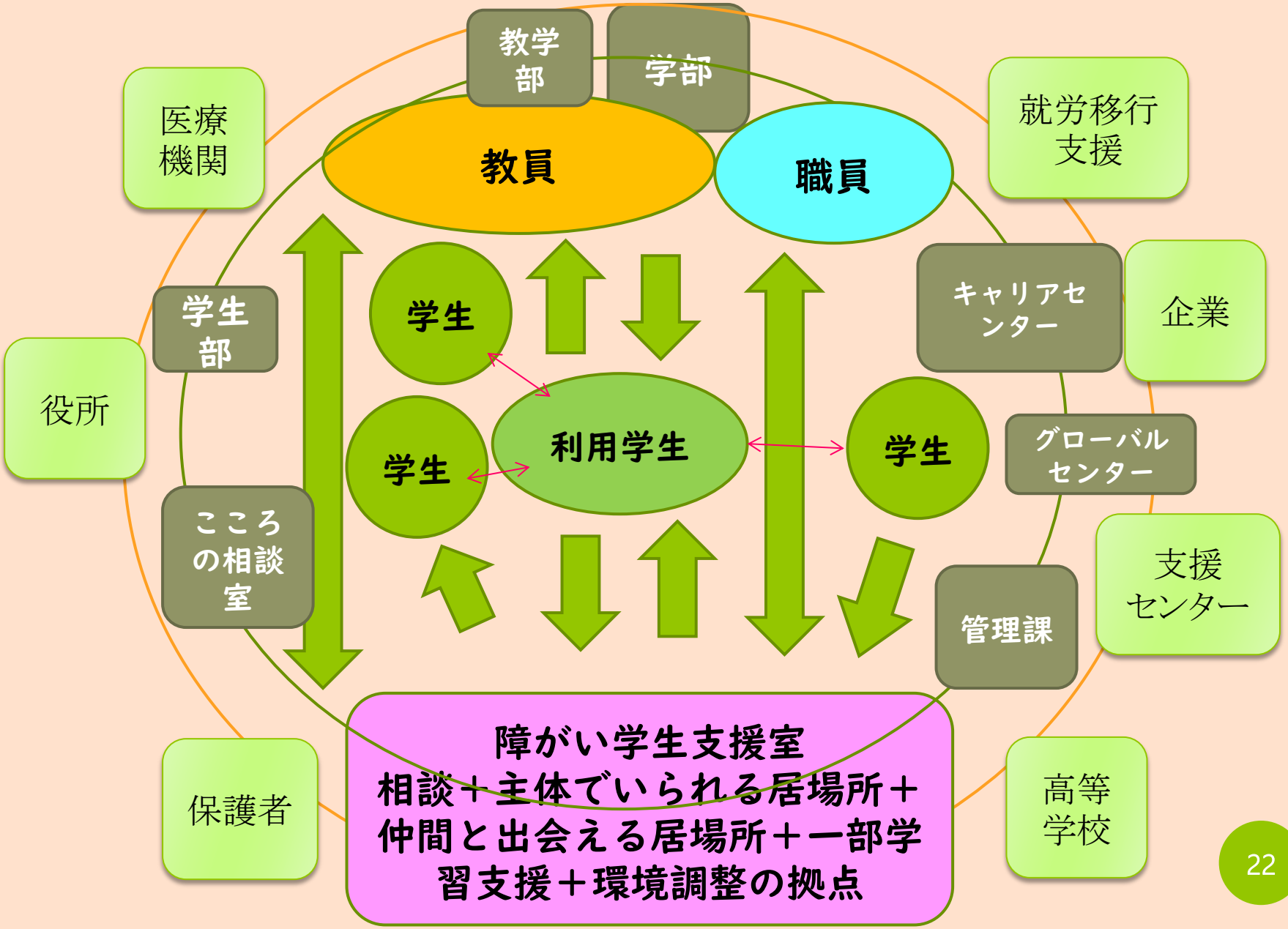
教学部
学部
医療機関
教員
職員
就労移行支援
学生部
学生
キャリアセンター
企業
役所
学生
利用学生
学生
グローバルセンター
こころの相談室
管理課
支援センター
障がい学生支援室
相談＋主体でいられる居場所＋仲間と出会える居場所＋一部学習支援＋環境調整の拠点
保護者
高等学校

３．共に授業をつくる：困難を抱える学生の学習を支える授業づくりと、教員がより良い授業をつくるために必要なこと

指定討論（1）学生の受けとめは？

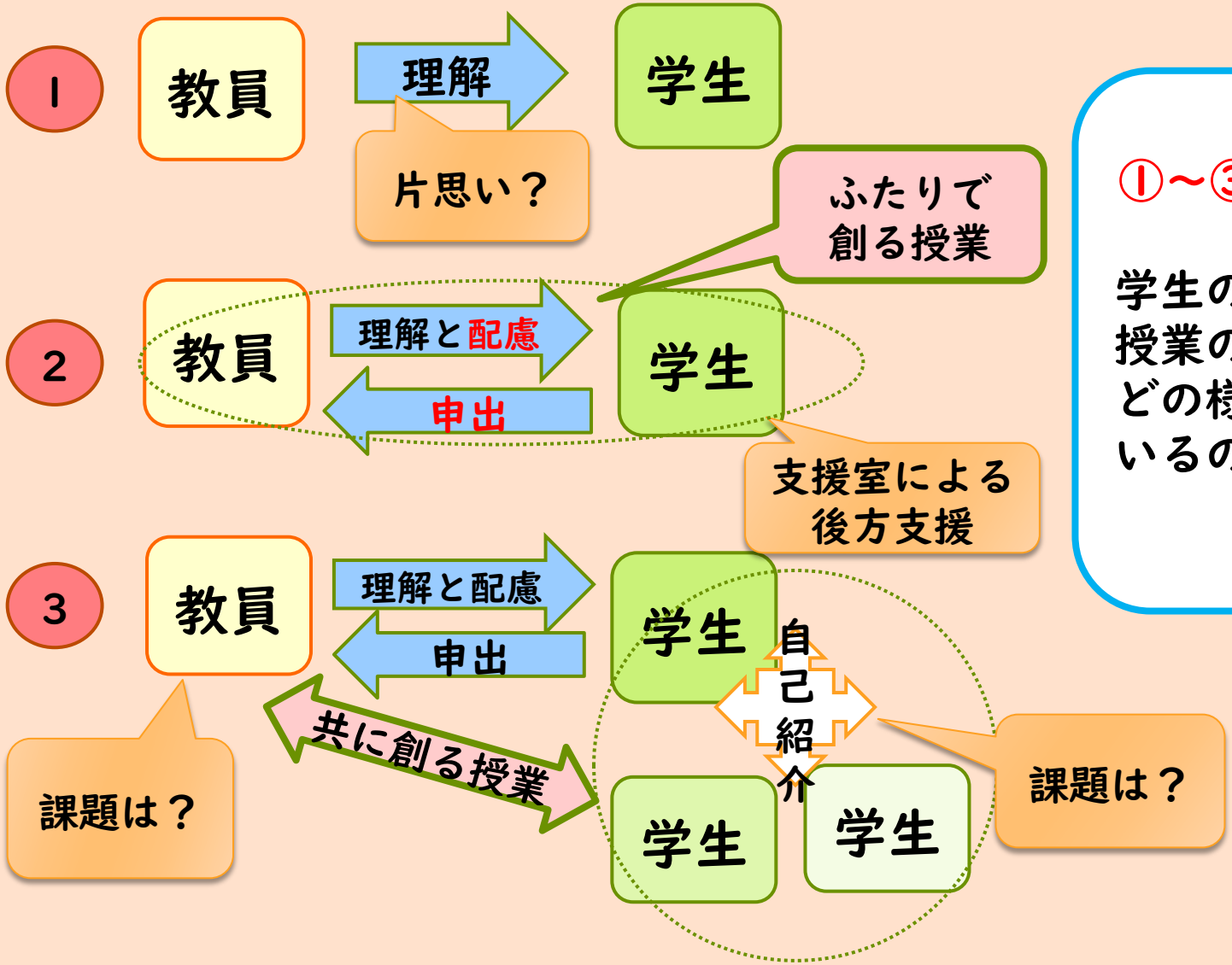

①～③の授業形態

学生の受け止めや授業の理解度は、どの様に異なっているのか？

指定討論（1）学生への質問

〇前シート①～③の授業形態の対する学生の受けとめは？

（例えば、緊張度、集中度、不安感、授業の理解度など）

①教員は学生の状況を十分理解するよう努めているが、学生からは何も申し出ていない授業

②学生から教員へ申出を行い、教員が学生の状況を理解するとともに、具体的な配慮のある授業

③学生からの申出を行い、教員の理解や配慮があり、加えて学生同士が互いのことを知っており、個々の状態に合わせた形で展開される授業

指定討論（2）先生方への質問等

○國本先生、瀧本先生

・学生の発表を聞かれた感想

・学生と共に、またはそこへ障がい学生支援室などが間接的に加わる形で、共に授業をつくるということについての意見を伺いたい

○國本先生への質問

・今奮闘されている地点を出発点として、今後のことをどの様に考えておられるのか。今後のビジョンについて伺いたい

指定討論(2) 先生方への質問等

○瀧本先生への質問

・マンパワーの不足について：どの様なマンパワー、
　または仕組みが必要と考えているか？
・インクルーシブな学生集団づくりの具体例

○会場からのご意見、感想等